## ○厚生労働省告示第四十一号

五. 号) 医 . 薬 第 品 兀 + 医 療 九 条 機 器 第 等 項  $\mathcal{O}$ 品  $\mathcal{O}$ 規 質 定 に 有 効 基 づ 性 き、 及 び 安 医 薬 全 性 品 0) 確保 医 療 等 機 器 に 関 等 す  $\mathcal{O}$ Ź 品 質、 法律 有 昭 効 性 和  $\equiv$ 及 十  $\mathcal{U}$ 安 五 全 年 法 性  $\mathcal{O}$ 律 第 確 保 百 等 兀 12 +

令和元年六月十八日

告示

第二十四

号)

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

表

 $\bigcirc$ 

ように改

正す

る。

関

はする

法

律

第

匹

+

九

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

基

づ

き厚

生

労

働

大

臣

 $\mathcal{O}$ 

指

定

す

る

医

薬

品

伞

成

+

七

年

厚

生

労

働

省

生労働大臣 根本 匠

厚

九 (820) (略) (略) (略) 小酸塩水和物	デー(818) ブデソニ(略 コニ(略・	ダルナビル エタノール付加物・コビシスタッ〜勁 (略) (略)	(略) (略) (略)	エ (182)   ヌ ト (	八 (略)	て次いに	改 正 後
九 (815) (815) (略) (略)	(新設) (新設) (略)	(新設) (新設) (略)	(285) (183) (183) (183) (183) (183) (183) (183) (183) (183) (184) (184) (184) (184) (184) (184)	新 ( 182)	八 (略) 一〜七 (略) のを除く。)	れて次に	改正前

(傍線部分は改正部分)